

保 健 第 6 5 号
令和4年5月25日

県 立 学 校 長
市町村（組合）教育委員会教育長
(岡 山 市 を 除 く 。) 殿

岡山県教育庁保健体育課長

学校生活における児童生徒等のマスク着用について

このことについて、令和4年5月24日付け及び令和4年5月25日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり、事務連絡がありました。

これから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて留意いただきたい点がまとめてありますので、適切に御対応ください。

なお、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではないことを申し添えます。また、別添リーフレットは必要に応じて御活用ください。

市町村（組合）教育委員会においては、貴管内の学校園へ御周知ください。

記

- 1 学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきであること。
- 2 マスクの着用が不要であると示した場面において慎重な取扱いを行う場合に、児童生徒等や保護者に対して十分な説明が行われていないと思われるケースもあることから、別添事務連絡1（2）マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項を指導や説明の参考とすること。
- 3 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先すること。
- 4 特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導すること。
その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課
健康・安全教育班

指導主事（主幹）井上 典子
T E L : 0 8 6 - 2 2 6 - 7 5 9 1

厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

先日5月20日に厚生労働省から別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、

- ・ マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であること
- ・ 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること
- ・ 就学前の児童（2歳以上）のマスクの着用はオミクロン株対策以前の取扱いに戻すこと

等が示されました。また、昨日お知らせしたように令和4年5月23日には、それも踏まえて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課においては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課においてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設

置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課における所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課においては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

記

1. 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

(1) 基本的考え方

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

児童生徒等のマスクの着用に関し、文部科学省においては、これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）等を作成し、それらの中で、学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要ない場面として、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

等としてきたところです。

一方で、上記のように、感染対策は、地域の実情に応じて実施していくことが重要であるものの、学校現場において、様々な理由から、マスクの着用が不要であると示した場面において慎重な取扱いを行う場合に、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースも見受けられます。また、これから気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まるおそれもあります。

このため、厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び今般の基本的対処方針の変更等も踏まえ、これまで学校衛生管理マニュアル等に示してきたもののうち、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改

めて御留意いただきたい事項をお知らせしますので、児童生徒等に対する指導や説明の参考としてください。

なお、これらの事項は、これから夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し、特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではありませんので、その旨御留意ください。

(2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び基本的対処方針も踏まえ、特にこれから夏季を迎えるに当たって、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。

いずれも、現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体的な場面に即して明確化したものであり、実際の運用に当たっては、地域の実情に応じたものとしつつ、学校衛生管理マニュアルの他の記載や関係の通知・事務連絡等も併せて御参照いただくようお願いします。

なお、これらの例は、記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要です。

○ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に御留意ください。 (学校衛生管理マニュアル p 40~)

○ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接觸したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要です。

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底することが必要です。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・ 寄宿舎における集団生活時 等

また、感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組むことが求められます。

(学校衛生管理マニュアル p 53~)

(※) スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要です。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。 (学校衛生管理マニュアル p 58~)
- このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて（令和4年5月20日厚生労働省）」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱いとしてください。

2. 幼稚園における感染症対策について

幼児のマスクの着用については、これまで無理して着用させる必要はないこととしておりましたが、今般の基本的対処方針の変更において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応であることについて改めて周知いたします。

その際、学校衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※）を参考にするなどし、感染症対策を行うことが必要です。

なお、幼稚園においても、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられますが、園のマスクの着用の考え方については、保護者等の理解を得られるよう適切に対処するようお願いします。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

<本件連絡先>
文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関する事
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 体育の授業に関する事
スポーツ庁 政策課企画調整室(内2674)
- 運動部活動に関する事
スポーツ庁 地域スポーツ課(内3953)
- 幼稚園に関する事
初等中等教育局⁴ 幼児教育課(内3136)

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内（注）	屋 外	屋 内（注）	屋 外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・歩道での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。



事務連絡
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示ししたところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）



屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
<例>離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
- <例>屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
<例>個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の就学前児について



2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

